

厚生労働省によるHACCP導入の 普及推進の取組について

Food Communication Project (FCP)
第3回 国際標準に関する勉強会



厚生労働省食安全部監視安全課
HACCP企画推進室

1. HACCPを巡る国内外の状況

我が国におけるHACCP導入状況

＜農林水産省＞ 食品製造におけるHACCPの導入状況実態調査

調査年度	全 体	中小規模層 (1～50億円未満)	参考：大手層 (100億円以上)
平成22年度	19%	22%	73%
平成23年度	24%	27%	76%
平成24年度	24%	27%	84%
平成25年度	23%	28%	85%
平成26年度	29%	34%	88%

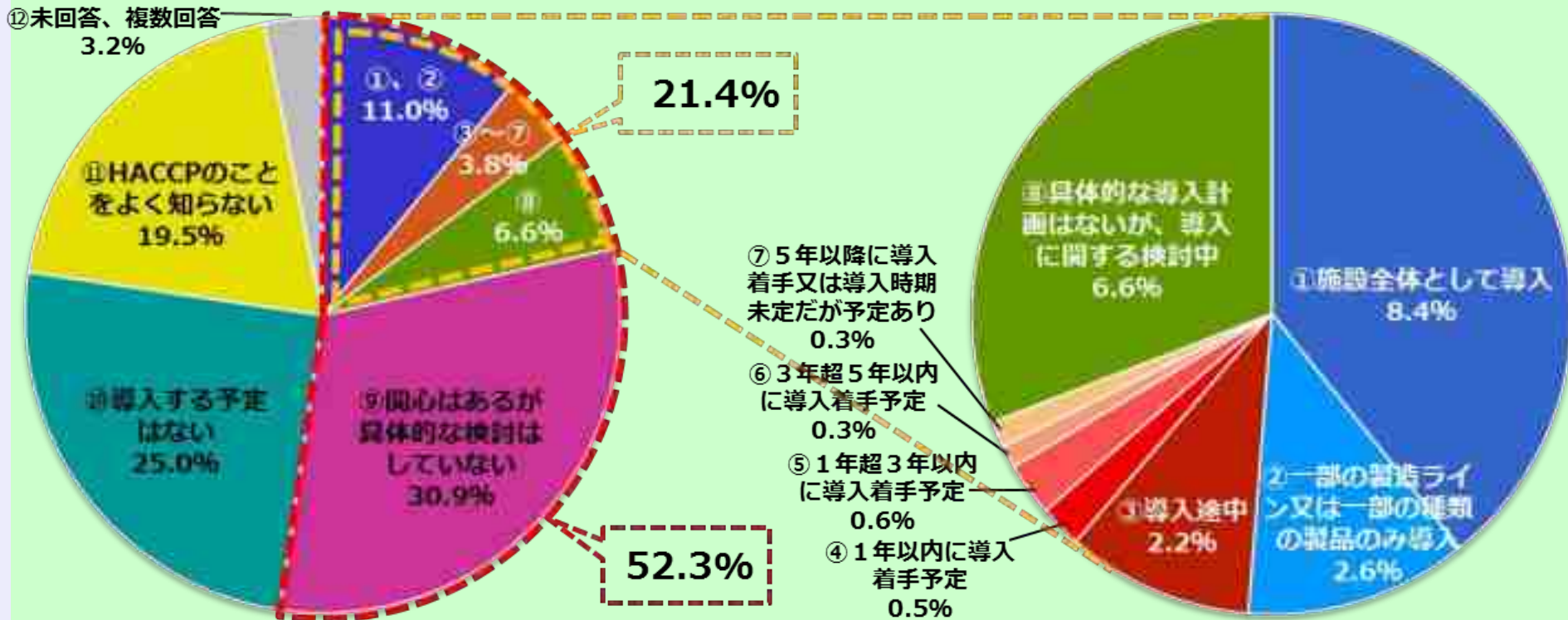
※ 日本標準産業分類による食料品製造業及び飲料・たばこ・飼料製造業（製氷業、たばこ製造業及び飼料・有機質肥料製造業を除く）を営む企業であって、従業者数5人以上の企業が対象

※ 本社を対象として標本調査を行い、得られた回答から全体の導入状況を推計

※ 導入率には「すべての工場又は一部の工場を導入」している企業（全体で25%）及び「導入途中」の企業を含む

我が国におけるHACCP導入状況

＜厚生労働省＞ HACCPの普及・導入支援のための実態調査



※平成26年12月31日現在

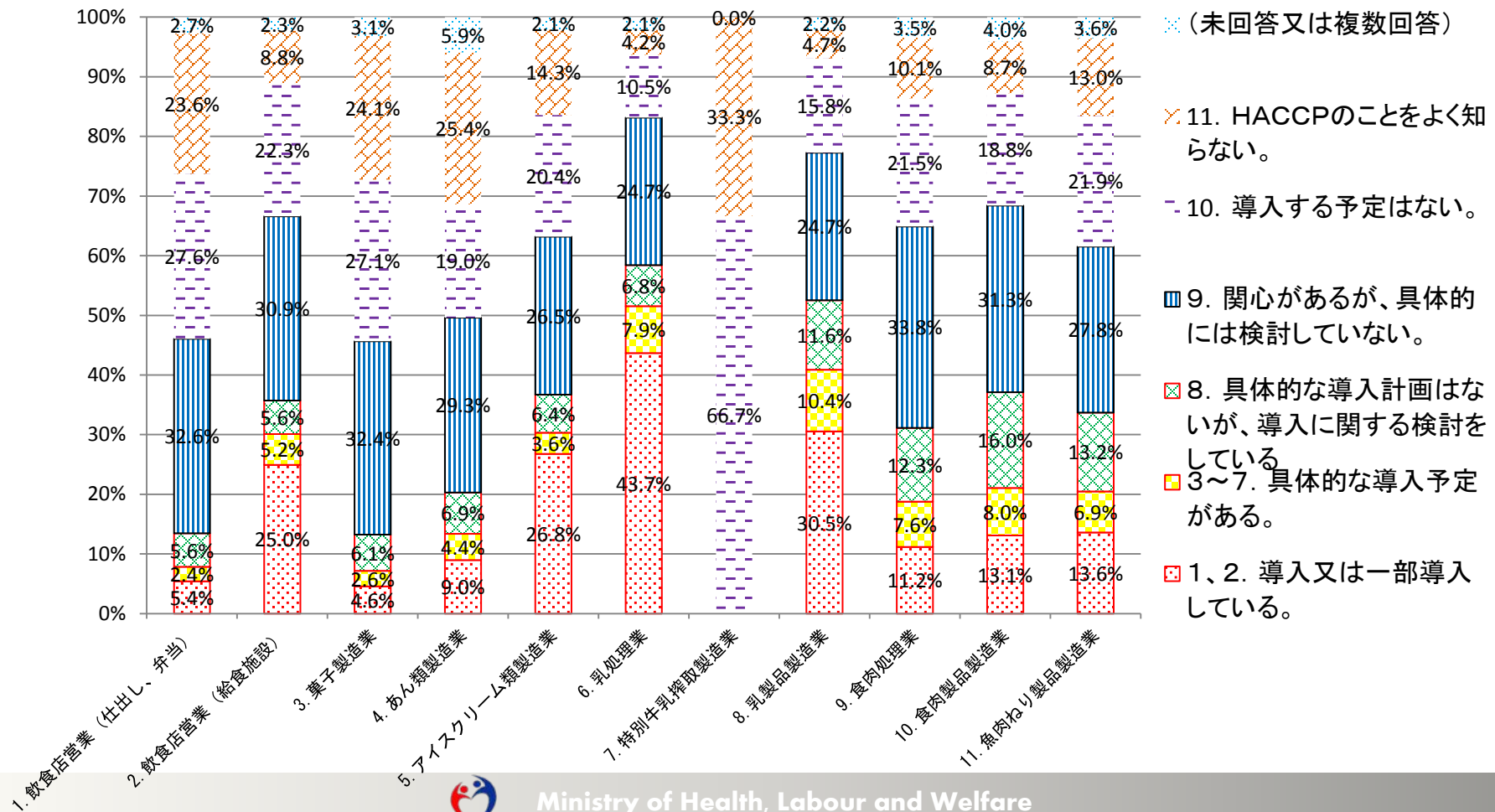
※75自治体の管轄域内の営業許可施設及び条例の許可又は届出対象施設が対象（仕出し屋、弁当屋、給食施設を含む）

※回答が得られた76,568件（回収率36.4%）を単純集計

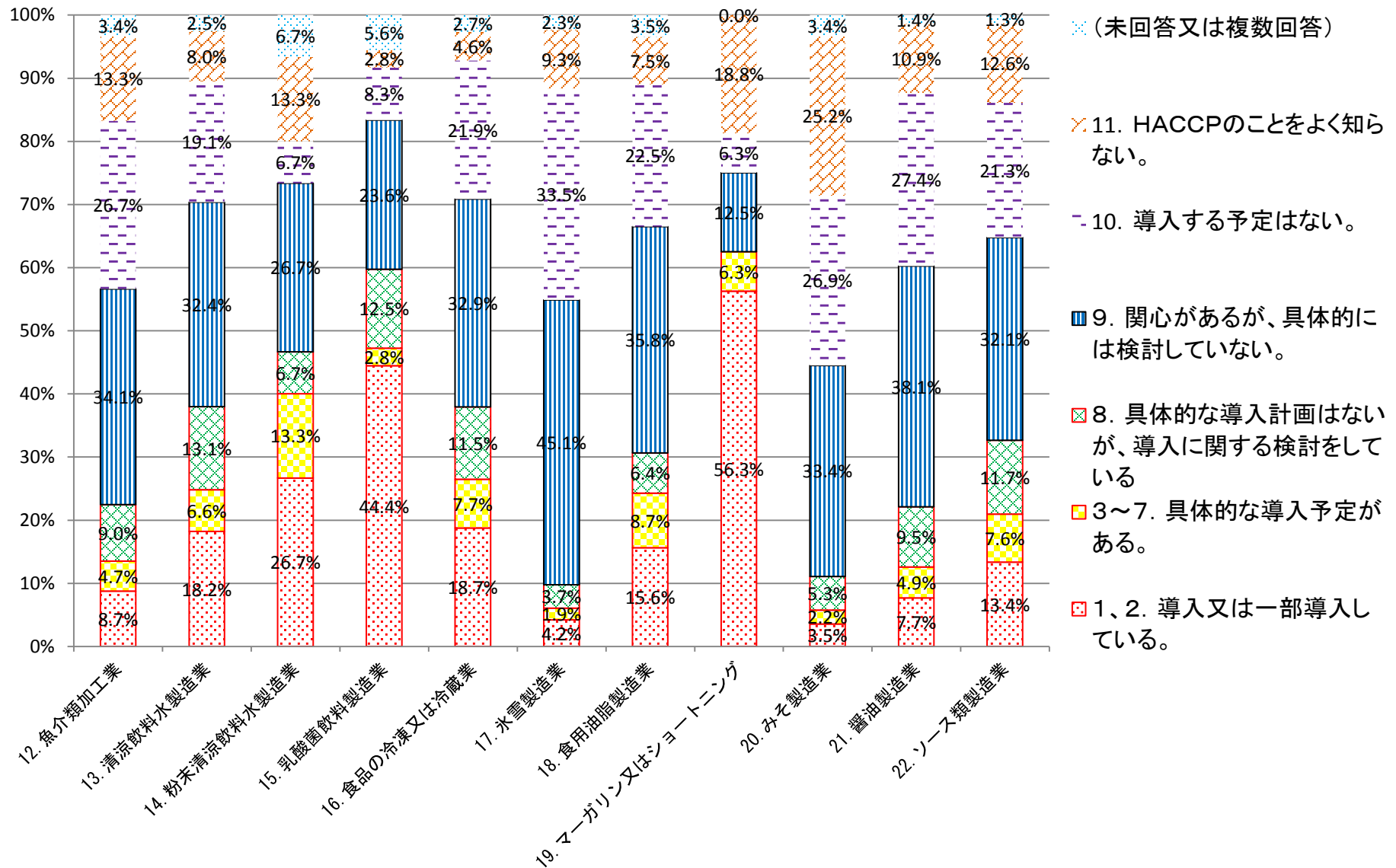
※従業員数4人以下の施設が回答件数の半数近くを占める

HACCP導入状況（業種別①）

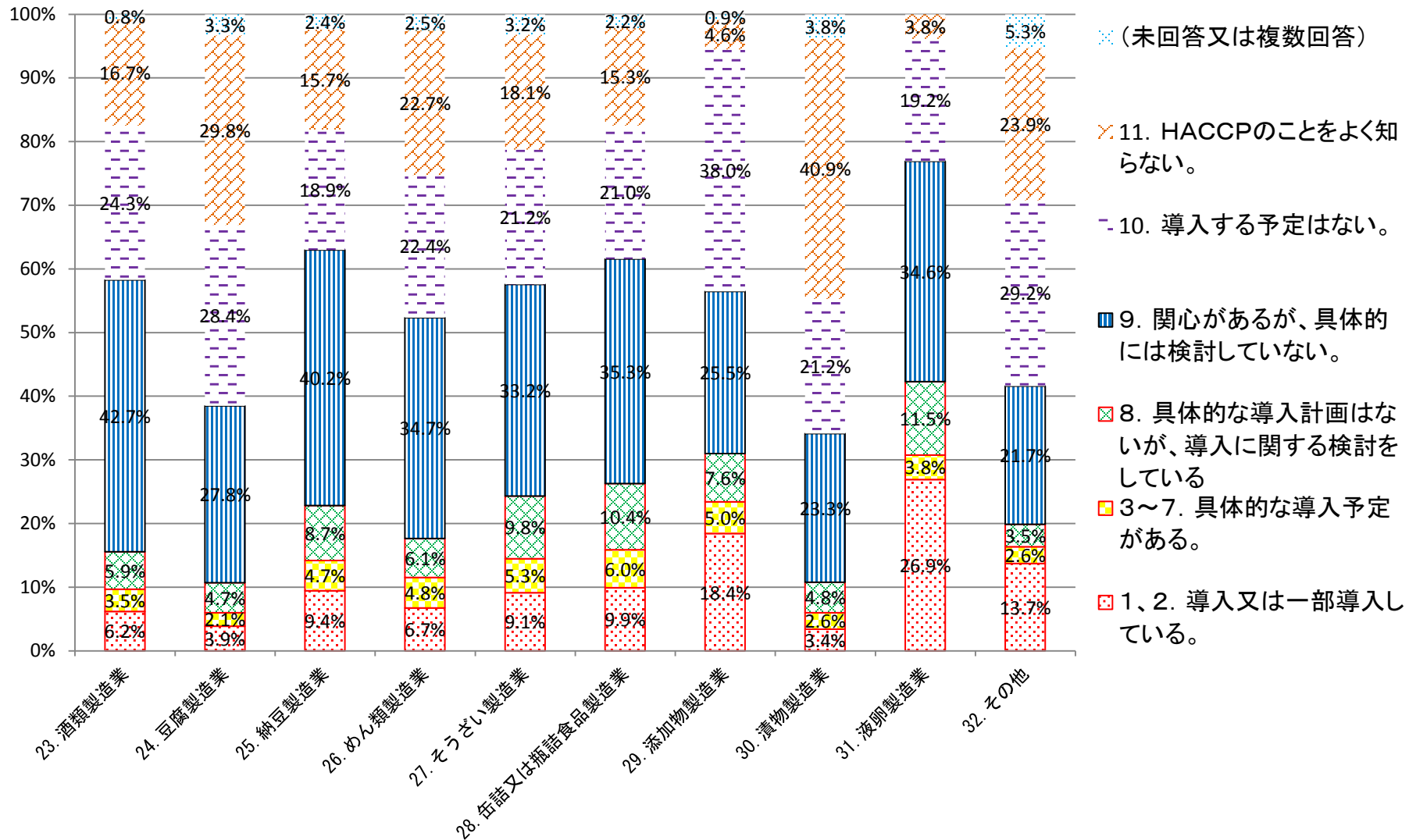
- 「導入済み又は一部導入している」又は「具体的な導入計画がある」の割合は業種によってばらつきが見られたが、「関心があるが、具体的に検討していない」施設の割合は、一部の業種を除き多くの業種で約20%～40%となっており、今後、導入支援や自治体の指導等により、具体的な取組が進むことが期待される。
- 「導入済み又は一部導入している」又は「具体的な導入計画がある」と回答した施設の割合が小さい業種については、「HACCPのことをよく知らない」の割合が大きい傾向にあり、より重点的な普及啓発が必要と考えられる。



HACCP導入状況（業種別②）

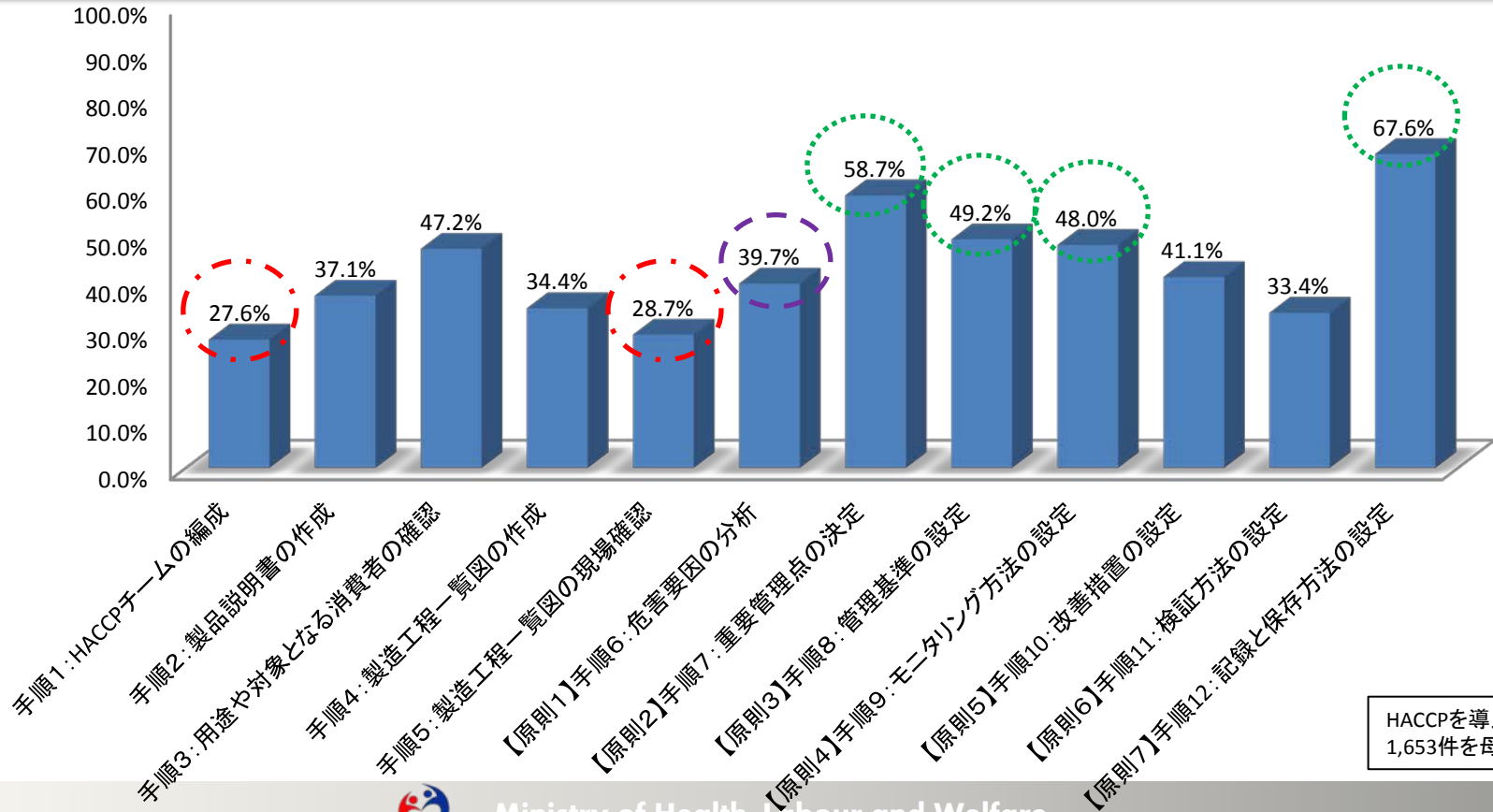


HACCP導入状況（業種別③）



HACCP 7原則12手順の対応状況

- 「導入に着手しているが、導入途中である」事業者について7原則12手順の対応状況を見ると、必ずしも12手順の順番に従って対応が進められているとは限らない実態があると推測される。
- 対応済みと回答している割合は、記録と保存方法の設定：67.6%が最も大きく、重要管理点の決定：58.7%、管理基準の設定：49.2%、モニタリング方法の設定：48.0%がこれに続いており、危害要因の分析：39.7%の割合よりも大きくなっている。
- 他方、HACCPチームの編成：27.6%、製造工程一覧図の現場確認：28.7%は対応済みの回答割合が小さい。



HACCPを導入途中である
1,653件を母数に算出

成長戦略における輸出促進とHACCP

日本再興戦略 － Japan is Back － (平成25年6月14日閣議決定)

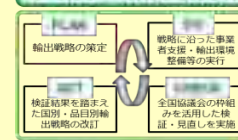
◇ **2020年に農林水産物・食品の輸出額 1 兆円**（2012年実績4,500億円）を達成し、
2030年に輸出額 5 兆円の実現を目指す

◇ 日本の食品の安全・安心を世界に発信するため、
海外の安全基準に対応するHACCP（危害分析・
重要管理点）システムの普及を図る観点から、
**マニュアルの作成や輸出HACCP取得支援のため
の体制整備**を実施

◇ **水産加工場のEU向けHACCP認定**については、
・・・認定を適正な水準で行うよう確保するとともに、
・・・**今後5年間で100件程度の認証が行える体制整備**を進め、申請を適切に処理する

日本再興戦略 改定2014 － 未来への挑戦 － (平成26年6月24日閣議決定)

国別・品目別輸出戦略



日本再興戦略 改定2015 － 未来への投資・生産性革命 － (平成27年6月30日閣議決定)

米や牛肉など、今後の「伸びしろ」が大きいと
見込まれる品目の 輸出促進に重点的に取り組み、
**「2020 年 1 兆円」という輸出目標 の前倒し
達成を目指す。**

HACCPと輸入食品の安全性確保

我が国の食料自給率（供給熱量ベースの総合食料自給率）は約4割に留まる。つまり約6割の食料を輸入に頼っており、**輸入食品の安全性確保は非常に重要な課題**となっている。



輸出国に対してHACCPによる衛生管理を求めていくためには、**内外無差別の観点から、国内でのHACCPの導入が前提**になる。

衛生植物検疫措置の適用に関する協定（WTO/SPS協定）

人、動物又は植物の生命又は健康を守るという衛生植物検疫措置の本来の目的が達成されるとともに、貿易に与える影響を最小限にすることを確保するための具体的なルールを定める。

- 第2条3 いわゆる内外無差別の規定
- 第3条1 国際的な基準、指針等との整合
- 第3条3 より厳しい衛生植物検疫措置の適用
- 第4条1 措置の同等性の認定

→輸入品に対して、科学的な根拠なく自国の規制よりも厳しい規制を適用してはならない。

2. HACCP導入型基準の設定

我が国におけるHACCPの導入・定着

起 : Codex食品衛生一般原則（1993）



承 : 総合衛生管理製造過程（1995）



転 : 管理運営基準等の改正（2014）



結 : HACCP義務化（？？？）